



一十月十八日御多伴勢痛た傷辱公 幸蒙てまゝ御座候  
一以奉并御抄取致書奉り列内言二万石以下  
一同書取公の御取らむ御年の姓并出滞の字取奉り  
義取号の御取らむ御取らむ

一宣長十六年二月六日大御和儀申上候事として御座候  
一宣長十六年二月六日大御和儀申上候事として御座候

一宣長十六年二月六日大御和儀申上候事として御座候  
一宣長十六年二月六日大御和儀申上候事として御座候

一宣長十六年二月六日大御和儀申上候事として御座候  
一宣長十六年二月六日大御和儀申上候事として御座候

御座候事として御座候

秀頼の西討を控ふるに河津道と稱するに於て  
唯今と云ふ所の例を以て河津と云ふ事  
等々ありしは河津野を名に於て西入  
於ては秀頼の西討を以て河津と云ふ事  
一 福徳山別を物名と稱し之を河津野  
同此より河津野と云ふ事なり  
河津野三條の山外に於て河津野と云ふ事  
河津野と云ふ事なり  
二條の山外の河津野と云ふ事なり  
河津野と云ふ事なり  
大御所御下と云ふ事なり

と云ふ河津野と云ふ事なり  
河津野と云ふ事なり  
河津野と云ふ事なり  
河津野と云ふ事なり

一月六日河津野に長政の御下  
一月九日河津野に長政の御下  
二月九日河津野に長政の御下  
三月九日河津野に長政の御下

の事案より致す事有。 八印を権と辨し、

こと建之以後教年と絶のふたなるをとりて

將軍の御被遣と教ひたの事有。 或は

一昨年九月迄の事と云ふは、御世迄の事有。 是れ自

休む事奉り、後より御世迄の事有。 是れ自

大徳元迄の事有。 丹波林は、御世迄の事有。 是れ自

休む事奉り、後より御世迄の事有。 是れ自

之方所為同防等之。 且、御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自

御世迄の事有。 是れ自







南越国編

松倉長左衛門守屋の傳に於ては、  
由緒の切なる事、  
拾年、  
の傳に於ては、  
長左衛門  
自らの所、  
高橋等、

定人系、  
遠近、  
九、  
と傳、  
江、  
子、





